

加入員の減少に係る掛金の一括徴収について

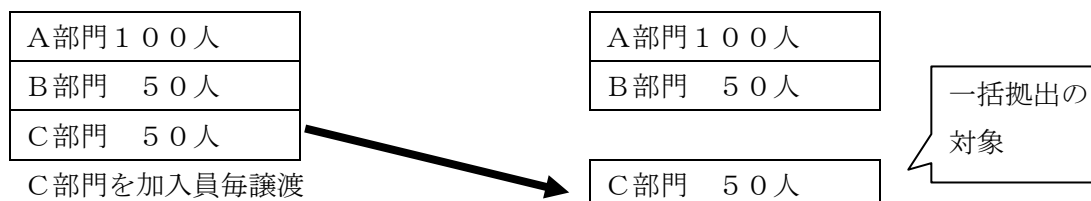
～事業所脱退や自主廃業に加え、事業の分割・一部譲渡により加入員が減少する場合も特別掛金の一括徴収の対象となりました。～

厚生年金基金においては、厚生年金保険法第138条第5項に基づき、従来の「設立事業所が減少する場合」に加えて、「事業の全部または一部を承継させる場合等により加入員が減少する場合は掛金を一括徴収する」規定を基金規約に定めることが義務付けられました。

そのため、当基金においても、平成24年2月9日開催の第46回代議員会において、当該事業所の事業主様から脱退に係る特別掛金(未償却過去勤務債務等)を一括徴収させていただき規約に改めました。(基金規約附則第13条及び第14条)

この一括徴収規定は、厚生年金基金制度において設立事業所間の公平を図り、年金財政の健全性を確保するために行われます。当該規定の設置について、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

《今回追加となった「事業分割・譲渡により一括徴収の対象となる事例」の例》



基金規約附則第 13 条及び 14 条を以下のとおり改定いたしました。

新旧規約対照表

新	旧
<p>(設立事業所及び加入員の減少に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第 13 条 この基金は、<u>本項第 1 号から第 3 号に掲げる事由により、設立事業所が減少する場合、又は本項第 4 号に掲げる事由により、設立事業所の加入員が減少する場合</u>において当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額を、当該減少に係る設立事業所（以下「脱退事業所等」という。）の事業主から脱退時特別掛金として一括して徴収するものとし、当該脱退事業所等の事業主に対し納入の告知を行う。</p> <p>(1) 設立事業所の事業主が任意脱退の申し出を行い代議員会が認めた場合</p> <p>(2) 合併（ただし、他の設立事業所との合併を除く。）、任意清算、自主廃業、休業、<u>その他の事由により設立事業所が厚生年金保険適用事業所でなくなった場合</u></p> <p><u>(3) 前各号の他、前各号に準ずるものとして代議員会が認めた場合</u></p> <p><u>(4) 設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合</u></p> <p>2 前項に定める当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額は、次の各号に掲げる債務及び不足金の合計額として次条により算定される額とする。</p> <p>(1) 未償却過去勤務債務</p> <p>(2) 繰越不足金</p> <p>(3) 基金の保有する固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回る場合、当該上回る額（以下「評価損」という。）</p> <p>(4) 脱退により財政運営上発生する不足金</p> <p>3 脱退事業所等の事業主は、第 1 項の規定により納入の告知をされた脱退時特別掛金について、脱退日（<u>脱退事業所等の加入員が減少する場合にあっては当該減少の日又は基金が指定する日</u>）までに基金に納付しなければならない。</p>	<p>附則</p> <p>(設立事業所及び加入員の減少に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第 13 条 この基金は、設立事業所が次の各号に掲げる事由により減少する場合、又は設立事業所の加入員が減少する場合において当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額を、当該減少に係る設立事業所（以下「脱退事業所」という。）の事業主から脱退時特別掛金として一括して徴収するものとし、当該脱退事業所の事業主に対し納入の告知を行う。</p> <p>(1) 設立事業所の事業主が任意脱退の申し出を行い代議員会が認めた場合</p> <p>(2) <u>事業譲渡（一部事業譲渡を含む。）、合併（ただし、他の設立事業所との合併を除く。）、会社分割、任意清算又は自主廃業による場合</u></p> <p><u>(3) その他、前号に準ずるものとして代議員会が認めた場合</u></p> <p>2 前項に定める当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額は、次の各号に掲げる債務及び不足金の合計額として次条により算定される額とする。</p> <p>(1) 未償却過去勤務債務</p> <p>(2) 繰越不足金</p> <p>(3) 基金の保有する固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回る場合、当該上回る額（以下「評価損」という。）</p> <p>(4) 脱退により財政運営上発生する不足金</p> <p>3 脱退事業所の事業主は、第 1 項の規定により納入の告知をされた脱退時特別掛金について、脱退日（脱退事業所の加入員が減少する場合にあっては当該減少の日）までに基金に納付しなければならない。</p>

新旧規約対照表

新	旧
<p>(脱退時特別掛金の額)</p> <p>第14条 前条第2項に定める脱退時特別掛金の額は、次の各号に掲げる額（負となった場合は、零）の合計額とする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に定める額</p> <p style="padding-left: 2em;">次のアとイの合計額</p> <p>ア 脱退日 <u>(脱退事業所等の加入員が減少する場合にあっては当該減少の日をいう。以下、本条において同じ。)</u>の直前の決算時（脱退日が4月1日から前年度の決算が代議員会で議決された日の前日までのときは前々年度の決算時、前年度の決算が代議員会で議決された日から翌年3月末日までのときは前年度の決算時とする。ただし、当該決算時から脱退日までに財政計算結果の適用が代議員会で議決された場合は、当該財政計算に係る計算基準日とする。以下同じ。）における基本部分に係る特別掛金収入現価に抛出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで基本部分の掛金の算定に用いる予定利率（以下、本条において「予定利率A」という。）により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所等が負担した基本特別掛金の額 <u>(脱退事業所等の加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までににおける当該減少する加入員分の基本特別掛金の額に相当する額とする。)</u>を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額を控除して得た額</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における加算部分に係る特別掛金収入現価に抛出率Bを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで加算部分の掛金の算定に用いる予定利率（以下、本条において「予定利率B」という。）により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所等が負担した加算特別掛金の額 <u>(脱退事業所等の加算適用加</u></p>	<p>(脱退時特別掛金の額)</p> <p>第14条 前条第2項に定める脱退時特別掛金の額は、次の各号に掲げる額（負となった場合は、零）の合計額とする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に定める額</p> <p style="padding-left: 2em;">次のアとイの合計額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時（脱退日が4月1日から前年度の決算が代議員会で議決された日の前日までのときは前々年度の決算時、前年度の決算が代議員会で議決された日から翌年3月末日までのときは前年度の決算時とする。ただし、当該決算時から脱退日までに財政計算結果の適用が代議員会で議決された場合は、当該財政計算に係る計算基準日とする。以下同じ。）における基本部分に係る特別掛金収入現価に抛出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで基本部分の掛金の算定に用いる予定利率（以下、本条において「予定利率A」という。）により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した基本特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額を控除して得た額</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における加算部分に係る特別掛金収入現価に抛出率Bを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで加算部分の掛金の算定に用いる予定利率（以下、本条において「予定利率B」という。）により計算したその元利合計の額から、当該決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した加算特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額を控除して得た額</p>

新	旧
<p><u>入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までにおける当該減少する加算適用加入員分の加算特別掛金の額に相当する額とする。</u>を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額を控除して得た額</p> <p>(2) 前条第2項第2号に定める額</p> <p>次のアとイの合計額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額（別途積立金の場合は零とする。以下、本号において同じ。）に抛出率Cを乗じた額（以下「基本部分対応繰越不足金額」という。）に、抛出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額から基本部分対応繰越不足金額を控除して得た額に抛出率Bを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p> <p>(3) 前条第2項第3号に定める額</p> <p>次のアとイの合計額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時における評価損（益の場合は零とする。以下、本号において同じ。）に抛出率Cを乗じた額（以下「基本部分対応評価損」という。）に、抛出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における評価損から基本部分対応評価損を控除して得た額に抛出率Bを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p> <p>(4) 前条第2項第4号に定める額</p> <p>次のアとイの合計額から、ウからオまでの合計額を控除して得た額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時における次の（ア）と（イ）の合計額から（ウ）を控除して得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその</p>	<p>(2) 前条第2項第2号に定める額</p> <p>次のアとイの合計額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額（別途積立金の場合は零とする。以下、本号において同じ。）に抛出率Cを乗じた額（以下「基本部分対応繰越不足金額」という。）に、抛出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における繰越不足金額から基本部分対応繰越不足金額を控除して得た額に抛出率Bを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p> <p>(3) 前条第2項第3号に定める額</p> <p>次のアとイの合計額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時における評価損（益の場合は零とする。以下、本号において同じ。）に抛出率Cを乗じた額（以下「基本部分対応評価損」という。）に、抛出率Aを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における評価損から基本部分対応評価損を控除して得た額に抛出率Bを乗じて得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p> <p>(4) 前条第2項第4号に定める額</p> <p>次のアとイの合計額から、ウからオまでの合計額を控除して得た額</p> <p>ア 脱退日の直前の決算時における次の（ア）と（イ）の合計額から（ウ）を控除して得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその</p>

新	旧
<p>元利合計の額</p> <p>(ア) 当該脱退事業所等の全加入員及び受給権者 <u>(脱退事業所等の加入員が減少する場合は、当該減少する全加入員をいう。以下同じ。)</u> が受けるべき基本部分に係る給付のうち法第132条第2項に規定する額に相当する給付を除いた部分の現価相当額</p> <p>(イ) 基金の最低責任準備金（最低責任準備金に最低責任準備金調整加算額を加算した額から最低責任準備金調整控除額を控除して得た額をいう。以下、本条において同じ。）に、拠出率Dを乗じて得た額</p> <p>(ウ) 当該脱退事業所等分の基本部分に係る時価資産額（脱退日の直前の決算時における基金の財政運営上の年金積立金を時価評価した額に、当該脱退事業所等の全加入員及び受給権者の基本部分に係る数理債務に基金の最低責任準備金に拠出率Dを乗じて得た額を加算した額から当該脱退事業所等の基本部分に係る特別掛金収入現価 <u>(脱退事業所等の加入員が減少する場合は、当該減少する加入員分をいう。)</u> を控除して得た額を、基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除して得た率を乗じて得た額をいう。)</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における、次の（ア）から（イ）を控除して得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p> <p>(ア) 当該脱退事業所等の全加算適用加入員及び受給権者 <u>(脱退事業所等の加算適用加入員が減少する場合は、当該減少する全加算適用加入員をいう。以下同じ。)</u> が受けるべき加算部分に係る給付の現価相当額</p> <p>(イ) 当該脱退事業所等分の加算部分に係る時価資産額（脱退日の直前の決算時における基金の財政運営上の年金積立金を時価評価した額に、当該脱退事業</p>	<p>元利合計の額</p> <p>(ア) 当該脱退事業所の全加入員及び受給権者が受けるべき基本部分に係る給付のうち法第132条第2項に規定する額に相当する給付を除いた部分の現価相当額。</p> <p>(イ) 基金の最低責任準備金（最低責任準備金に最低責任準備金調整加算額を加算した額から最低責任準備金調整控除額を控除して得た額をいう。以下、本条において同じ。）に、拠出率Dを乗じて得た額</p> <p>(ウ) 当該脱退事業所分の基本部分に係る時価資産額（脱退日の直前の決算時における基金の財政運営上の年金積立金を時価評価した額に、当該脱退事業所の全加入員及び受給権者の基本部分に係る数理債務に基金の最低責任準備金に拠出率Dを乗じて得た額を加算した額から当該脱退事業所の基本部分に係る特別掛金収入現価を控除して得た額を、基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除して得た率を乗じて得た額をいう。)</p> <p>イ 脱退日の直前の決算時における、次の（ア）から（イ）を控除して得た額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p> <p>(ア) 当該脱退事業所の全加算適用加入員及び受給権者が受けるべき加算部分に係る給付の現価相当額</p> <p>(イ) 当該脱退事業所分の加算部分に係る時価資産額（脱退日の直前の決算時における基金の財政運営上の年金積立金を時価評価した額に、当該脱退事業所の全加算適用加入員及び受給権者の加算部分に係</p>

新	旧
<p>事業所等の全加算適用加入員及び受給権者の加算部分に係る数理債務から加算部分に係る特別掛金収入現価 <u>(脱退事業所等の加算適用加入員が減少する場合は、当該減少する加算適用加入員分をいう。)</u> を控除して得た額を、基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除して得た率を乗じて得た額をいう。)</p>	<p>る数理債務から加算部分に係る特別掛金収入現価を控除して得た額を、基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除して得た率を乗じて得た額をいう。)</p>
<p>ウ 脱退日の直前の決算時から脱退時までに当該脱退事業所等が負担した基本特別掛金の額 <u>(脱退事業所等の加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までに於ける当該減少する加入員分の基本特別掛金の額に相当する額とする。)</u> を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額</p>	<p>ウ 脱退日の直前の決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した基本特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Aにより計算したその元利合計の額</p>
<p>エ 脱退日の直前の決算時から脱退時までに当該脱退事業所等が負担した加算特別掛金の額 <u>(脱退事業所等の加算適用加入員が減少する場合は、当該決算時から脱退時までに於ける当該減少する加算適用加入員分の加算特別掛金の額に相当する額とする。)</u> を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p>	<p>エ 脱退日の直前の決算時から脱退時までに当該脱退事業所が負担した加算特別掛金の額を、脱退日の属する月の末日まで予定利率Bにより計算したその元利合計の額</p>
<p>オ 第1号から第3号までの額の合計額</p>	<p>オ 第1号から第3号までの額の合計額</p>
<p>2 前項に規定する拠出率A、拠出率B、拠出率C及び拠出率Dは、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>2 前項に規定する拠出率A、拠出率B、拠出率C及び拠出率Dは、次の各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 拠出率A</p> <p>脱退日の直前の決算時（以下、本項において「当該決算時」という。）における当該脱退事業所等の加入員に係る報酬標準給与の月額総額 <u>(脱退事業所等の加入員が減少する場合は、当該減少する加入員に係る報酬標準給与の月額総額とする。)</u> を基金の加入員に係る報酬標準給与の月額総額で除して得た率</p>	<p>(1) 拠出率A</p> <p>脱退日の直前の決算時（以下、本項において「当該決算時」という。）における当該脱退事業所の加入員に係る報酬標準給与の月額総額を基金の加入員に係る報酬標準給与の月額総額で除して得た率</p>
<p>(2) 拠出率B</p> <p>当該決算時における当該脱退事業所等の加算適用加入員に係る報酬標準給与の月額総額 <u>(脱退事業所等</u></p>	<p>(2) 拠出率B</p> <p>当該決算時における当該脱退事業所の加算適用加入員に係る報酬標準給与の月額総額を基金の加算適</p>

新	旧
<p><u>の加算適用加入員が減少する場合は、当該減少する加算適用加入員に係る報酬標準給与の月額総額とする。</u>を基金の加算適用加入員に係る報酬標準給与の月額総額で除して得た率</p> <p>(3) 拠出率C</p> <p>当該決算時における基金の基本部分に係る数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の基本部分に係る特別掛金収入現価を控除して得た額を、当該決算時における基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除した率</p> <p>(4) 拠出率D</p> <p>当該決算時における当該脱退事業所等の過去期間代行給付現価 (<u>脱退事業所等の加入員が減少する場合は、当該減少する加入員に係る過去期間代行給付現価とする。</u>)を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率</p> <p>3 第1項に規定する予定利率A及び予定利率Bは、基金令第39条の2第3項に規定するところによる。</p> <p>4 第2項に規定する過去期間代行給付現価は、法附則第30条第2項に規定するところによる。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>) <u>この規約は、認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>用加入員に係る報酬標準給与の月額総額で除して得た率</p> <p>(3) 拠出率C</p> <p>当該決算時における基金の基本部分に係る数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の基本部分に係る特別掛金収入現価を控除して得た額を、当該決算時における基金の数理債務に基金の最低責任準備金を加算した額から基金の特別掛金収入現価を控除して得た額で除した率</p> <p>(4) 拠出率D</p> <p>当該決算時における当該脱退事業所の過去期間代行給付現価を基金の過去期間代行給付現価で除して得た率</p> <p>3 第1項に規定する予定利率A及び予定利率Bは、基金令第39条の2第3項に規定するところによる。</p> <p>4 第2項に規定する過去期間代行給付現価は、法附則第30条第2項に規定するところによる。</p>

<参考>

厚生年金保険法第 138 条第 5 項（抜粋）

基金の設立事業所が減少する場合（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。